

自由民主党愛知県支部連合会会長 様

自由民主党愛知県連所属国会議員 様

普通交付税不交付団体における
財源充実に関する要望

令和6年11月

普通交付税不交付団体 愛知県内 14 市

(大府市、名古屋市、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、

小牧市、東海市、高浜市、日進市、田原市、みよし市、長久手市)

我が国では、地方自治体間の税財源の不均衡を調整するとともに、国内における全ての自治体の住民に標準的な行政サービスを提供し得るだけの財源を保障することを目的に、地方交付税制度が採用されている。同制度の運営に当たっては、地方交付税法第3条第1項にある通り、総務大臣において各地方団体の財政状況の的確な把握に努めることとされており、毎年度の普通交付税及び特別交付税の配分を通じて、各団体間の財源の不均衡の調整がなされているものと認識している。

しかしながら、各省庁が所管する国庫支出金に関して、財政力指数に基づく交付額の割り落としなどの不合理な取扱いがかねてより続けられており、近年では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対応するための交付金においてさえ、同様の取扱いが行われている。こうした国庫支出金の割り落としなどによる財源調整については、地方交付税による財源調整に加えた「二重の調整」であり、国民に対する公平と平等の観点から極めて問題があると言わざるを得ない。

また、地方財政の運営や国との関係に関する基本原則を定めた地方財政法の第2条第2項では、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」旨が定められている。にもかかわらず、ふるさと納税のワンストップ特例制度における所得税控除分の地方税への負担の転嫁、法人市民税法人税割の税率の引下げ、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給、幼児教育・保育の無償化、GIGAスクール構想の前倒しに伴う教育環境の整備、新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化など、国による十分な財源の保障がないまま、地方

団体の負担を伴う制度改正が行われている。これらの制度改正に伴う財源の多くが「交付税措置」とされており、こうした取扱いは、不交付団体に対する国からの財政負担の転嫁と言わざるを得ないものである。

加えて、年々その規模が拡大するふるさと納税による個人市民税の減収分について、不交付団体への補填がなく、財政運営に大きな影響を与えている。また、ふるさと納税の大部分が一部の団体に偏ることにより、新たな税財源の偏在をも生じさせている。

よって、国におかれては、不交付団体が置かれた現下の状況を正しく理解していただき、地方財政法の趣旨に則り、交付団体・不交付団体を問わず地方の財源充実が図られるよう、次のとおり要望するものである。

要 望 事 項

- 1 地方団体間における財源の不均衡については地方交付税制度において調整されていることを踏まえ、財政力指数に基づく国庫支出金の割り落とし等、不交付団体に対する不合理な取扱いを行わないこと。
- 2 国の制度改正等により減収や地方負担を伴う場合には、地方財政法の趣旨に則り、地方交付税ではなく全額国費による財政措置を講ずること。特に、少子化対策や教育環境の整備等、国の責任において全国一律に実施すべき事業については、全ての団体に対して必要な財源を確実に保障すること。
- 3 ふるさと納税制度について、個人市民税の流出が不交付団体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響を及ぼしていることに鑑み、制度の抜本的な見直しを行うこと。また、ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人市民税減収分については、その全額を地方特例交付金等で補填すること。

令和6年11月23日

大府市長	岡村	秀人	名古屋市 職務代理者	名古屋市副市長	中田	英雄
岡崎市長	内田	康宏	碧南市長	小池	友妃子	
刈谷市長	稲垣	武	豊田市長	太田	稔彦	
安城市長	三星	元人	小牧市長	山下	史守朗	
東海市長	花田	勝重	高浜市長	吉岡	初浩	
日進市長	近藤	裕貴	田原市長	山下	政良	
みよし市長	小山	祐	長久手市長	佐藤	有美	